

発達障害のある利用者へのサービス

井上 芳郎

2016/12/14

@ 国立国会図書館関西館

講義内容

1. 「発達障害」とは？
2. 「発達障害」のある人の困難とは？
3. 「発達障害」等のある人の読書ニーズ調査より。
4. 「発達障害」のある人への合理的配慮について。
5. 「発達障害」のある人への図書館サービス。
6. まとめ

1.「発達障害」とは？

発達障害者支援法(2005年4月施行)での規定

- 「知的障害」を伴わない「発達障害」は、正式な法的支援の対象ではなかったため、議員立法である「発達障害者支援法」により支援対象の根拠とさせた。
- 以来行政用語として「発達障害」の文言を使用する場合は、「発達障害者支援法」での規定によることとされ、「知的障害」は含まないとしている。
- 文科省では2007年3月以降、「LD・ADHD・高機能自閉症等」という表記に換えて「発達障害」を使用することとし、厚労省等との行政用語としての統一をはかった。

発達障害者支援法 2005年4月1日施行

第2条

「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

「発達障害」に含まれるとされる障害

- 広汎性発達障害 (PDD: pervasive developmental disorders)
- 自閉症 (Autism, Autistic Disorder)
- アスペルガー症候群 (AS: Asperger syndrome)
- 学習障害 (LD: Learning DisordersまたはLearning Disabilities)
- 注意欠陥多動性障害 (AD/HD: Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder)
- トウレット症候群 (TS: Tourette's Syndrome)
- 吃音 (Stuttering) 症
- その他の発達障害
 協調運動障害 (DCD: Developmental Coordination Disorder) など

◀ それぞれの障害の特性

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、こだわり

知的な遅れを伴うこともあります

最近では「自閉症スペクトラム障害」ASDとよぶ(追記)

自閉症

広汎性発達障害

アスペルガー症候群

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心のかたより
- 不器用(言語発達に比べて)

注意欠陥多動性障害 AD/HD

- 不注意(集中できない)
- 多動・多弁(じっとしてられない)
- 衝動的に行動する(考えるよりも先に動く)

学習障害 LD

- 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

※このほか、トゥレット症候群や吃音(症)なども発達障害に含まれます。

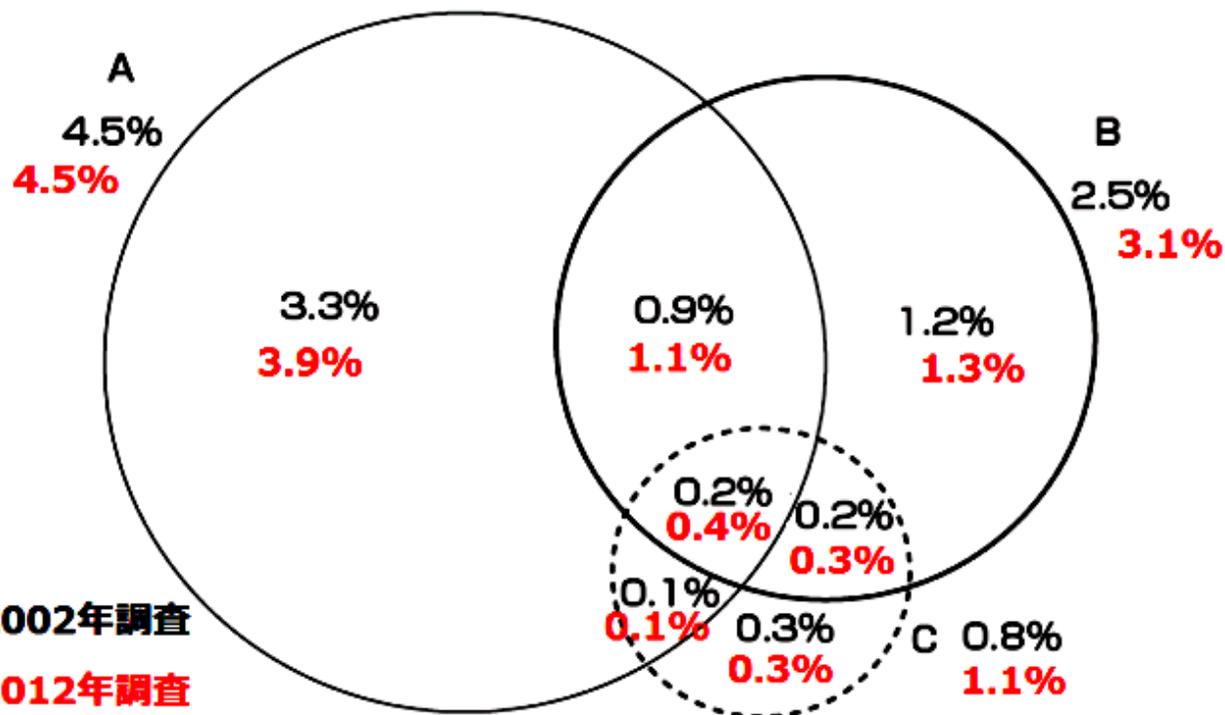
政府広報オンライン

<http://www.gov-online.go.jp/featured/201104/contents/rikai.html>

通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査
文部科学省 2012年2月～3月 全国約5.4万名対象

学習面か行動面で著しい困難を示す		6.5%
内訳	学習面で著しい困難を示す	4.5%
	行動面で著しい困難を示す	3.6%
	学習面と行動面ともに困難を示す	1.6%

- A 「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」に困難
(学習障害：LD (文部科学省定義) にあたる)
- B 「不注意」または「多動性－衝動性」の問題を示す
(注意欠陥多動性障害：ADHD にあたる)
- C 「対人関係やこだわり等」の問題を示す
(自閉症スペクトラム：ASD または広汎性発達障害：PDD に当たる)



上 黒字 2002年調査

下 赤字 2012年調査

学習障害(LD)の定義(教育支援用語)

Learning Disabilities

1999年7月「学習障害児に対する指導について(報告)」

- 学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。
- 学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

ディスレクシア (Dyslexia)

国際ディスレクシア協会 (IDA) による定義

- ディスレクシアは、神経生物学的原因による特異的な学習障害である。
- 単語認識の正確さと流暢さの一方或は両方の困難、綴りとデコーディング (文字記号の音声化) の達成度の低さによって特徴付けられる。
- これらの障害を引き起こす典型的要因は、通常他の認知能力や有効な教授内容から期待される水準と格差のある、言語の音韻要素に関する欠陥である。
- 二次的に、読解の問題や読書行為の減少を引き起こし、語彙や基礎知識の拡充を妨げる可能性がある。

出所: 宇野彰他 (2006) 「小学生の読み書き計算スクリーニング検査—発達性読み書き障害 (発達性 dyslexia) 検出のために—」インテルナ出版

「発達障害」と「精神障害」との関係

- 障害者自立支援法改正（2010年12月）により「発達障害」は「精神障害」に含むとされた。
- 障害者基本法改正（2011年8月）で同様追記。
- 障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正（2013年4月）後も継承。
- これらはいくまでも従前の障害者施策（手帳制度など）の枠組み内での位置づけによるもの。ただし発達障害と精神障害の重複はある。

「発達障害」と障害者手帳制度

- 以前は知的障害を伴わない「発達障害」ある人の場合、障害者手帳の取得は不可能であったが、現在では医師等の「診断」に基づき、障害の程度等により申請することで可能になった。
- 「療育手帳」は知的障害を伴う場合に発行され、「精神障害者保健福祉手帳」は知的障害がないタイプの「発達障害」のある人に発行される。
- ただし、いわゆる「診断」がされている場合でも、諸事情により実際の取得率は低いようである。

2.「発達障害」のある人の困難とは？

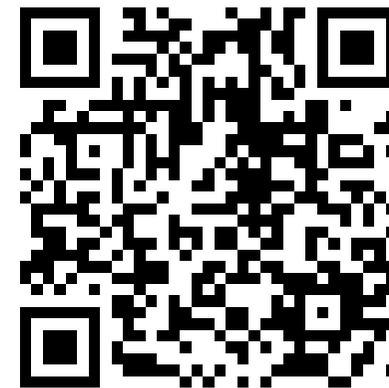
- 「知覚」には問題がないのに、「認知」に問題が生ずることがある。
- 例えば、視力(視覚)は正常であるのに、文字を読むこと(文字としての認知)に特異的な困難を持つ人たちがいる。→ 出現率は2～8%など諸説あり。
- 失読症 → 後天的な脳機能障害で発達障害とは別。
- 読字障害(ディスレクシア) → 発達障害(学習障害LD)が原因。→ 通常書字の困難を伴うことが多い。

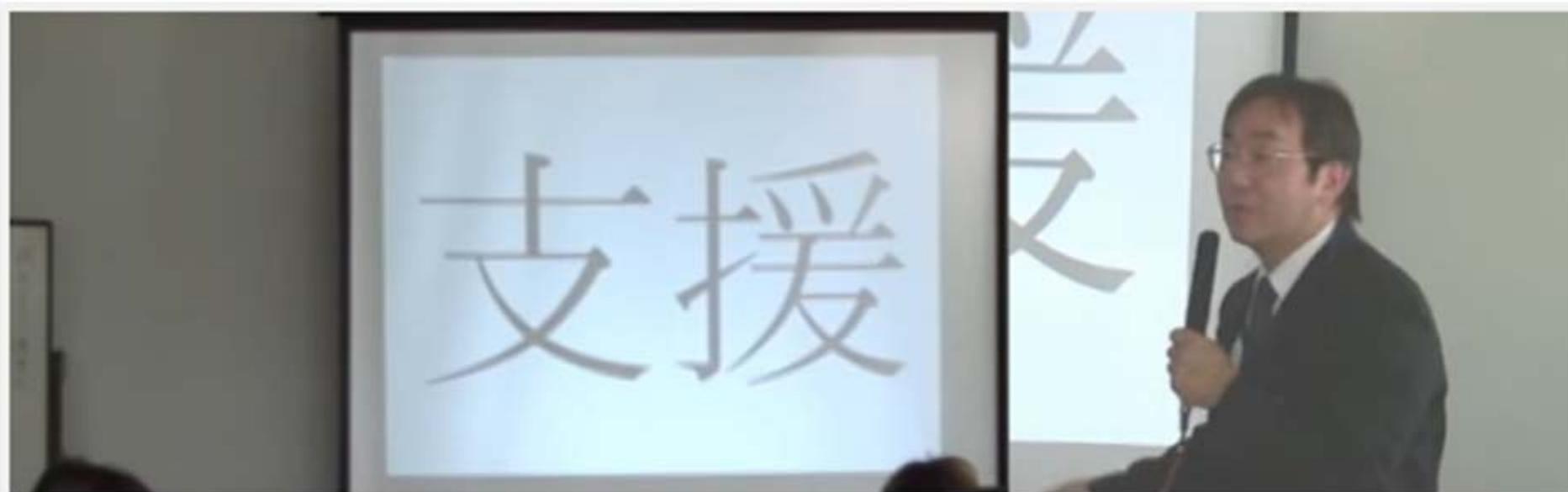
読字困難の程度や態様は多岐にわたる

- ディスレクシアの人は、文字が「全く読めない」というのではない。
- 知的発達に遅れがないのに文字習得の困難や、習得できても流ちょうに読めないことなどから、文字や単語の意味理解や文章内容の把握に困難が生ずる。特に学齢期では深刻な問題になる。
- 文字の拡大や薄い色付き透明シートでの紙面のコントラスト調整で軽減されるようなケースから、文字そのものが黒い塊に見えたり、ゆがんだり鏡文字に見えたりするようなケースまである。

ディスレクシア当事者の体験談

- 調布デイジー主催 神山忠氏講演会(2011年)
- Youtubeで公開(「調布デイジー」で検索)
- 字幕・ハイライト付き
<https://youtu.be/YISlvygN08I>
- 字幕・ハイライト・手話通訳付き
<https://youtu.be/hKjuZkAS0kk>





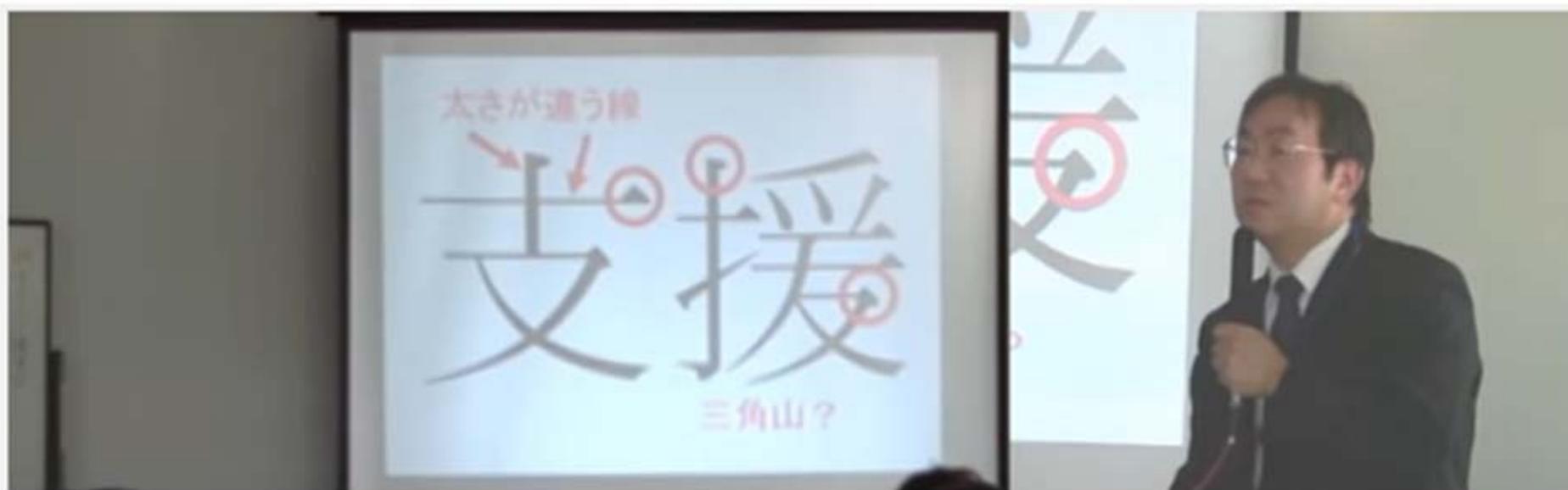
私はもう 文字とっても苦手なんですけど

これ明朝体ですよ

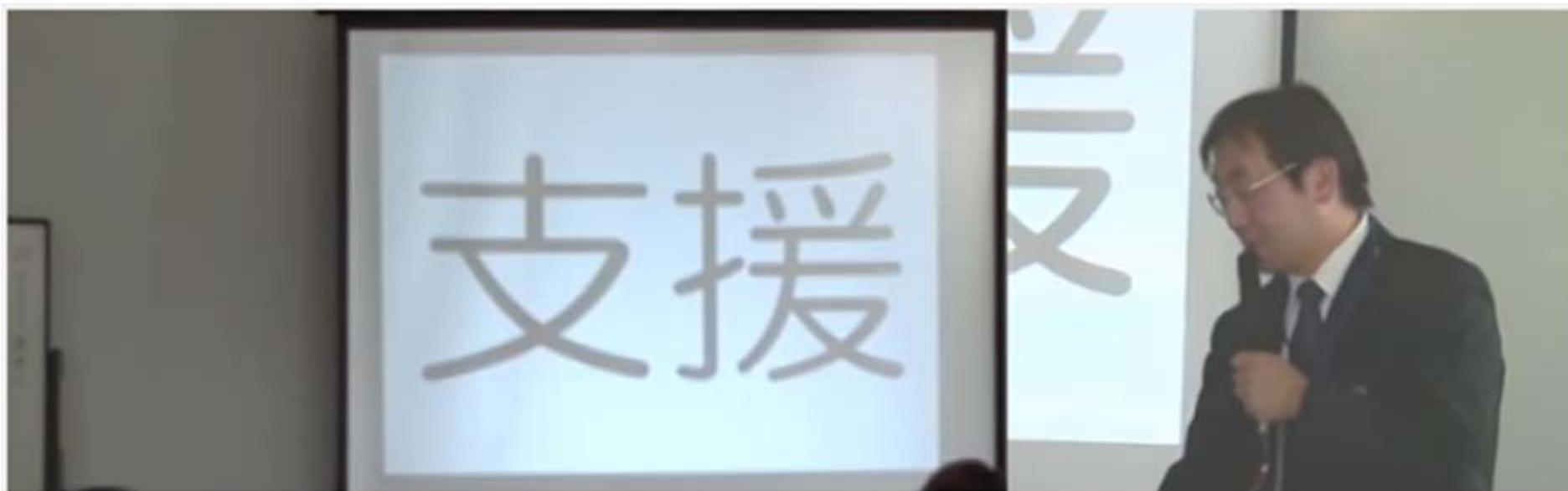
明朝体がもう どうしてもダメなんですよ

なぜかという と 太さが違いますよね

縦が太くて横が細いですよね

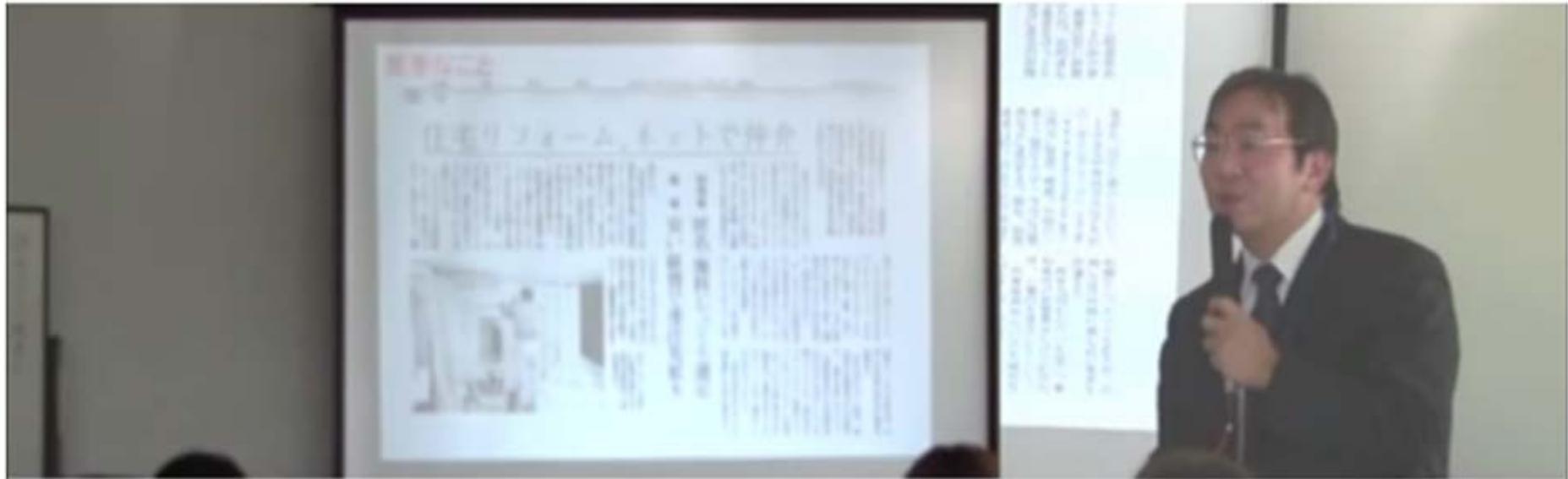


大きく分けたら この三つに分けれるかな
この三つなら 一番左のあの三角形がかっこいいな
なんて思ってしまって
なんていうかな 文字として捉えるのが
明朝体は捉えにくい書体です

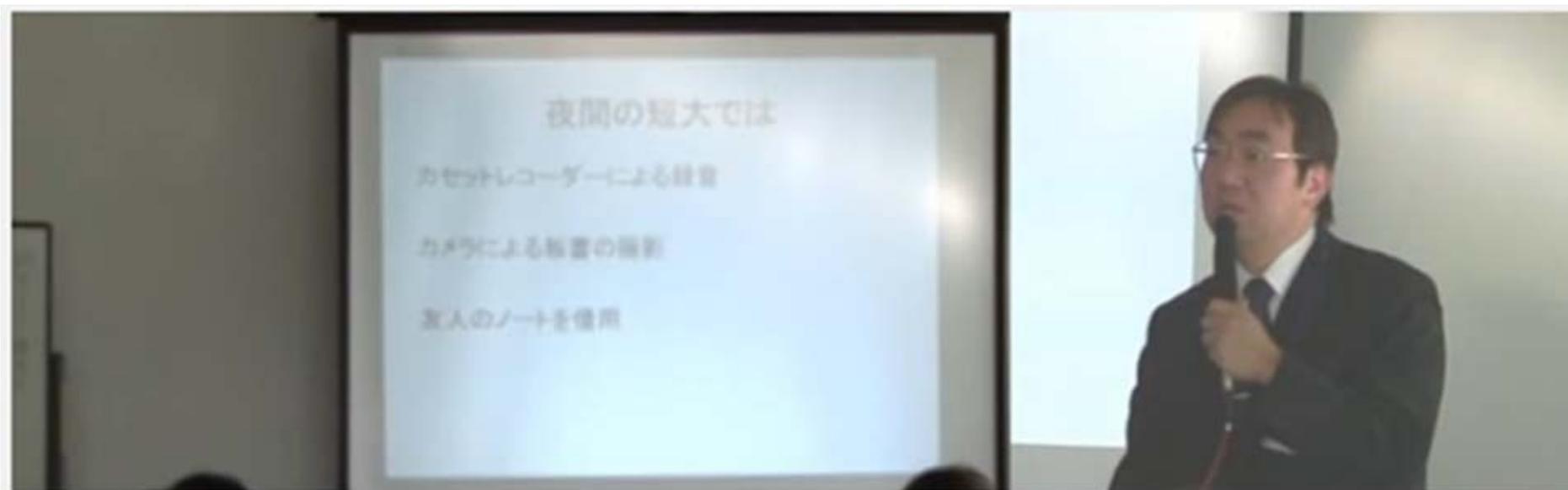


だから丸ゴシックとか

普通のゴシック体のほうがやさしいです



あと 苦手なこととして
縦書きが どうしても読めません
新聞はほとんど縦書きなので 読めるところっていったら
テレビ欄くらい **タイトルは横書きのもあるので**
それは何とか読めるんですけども

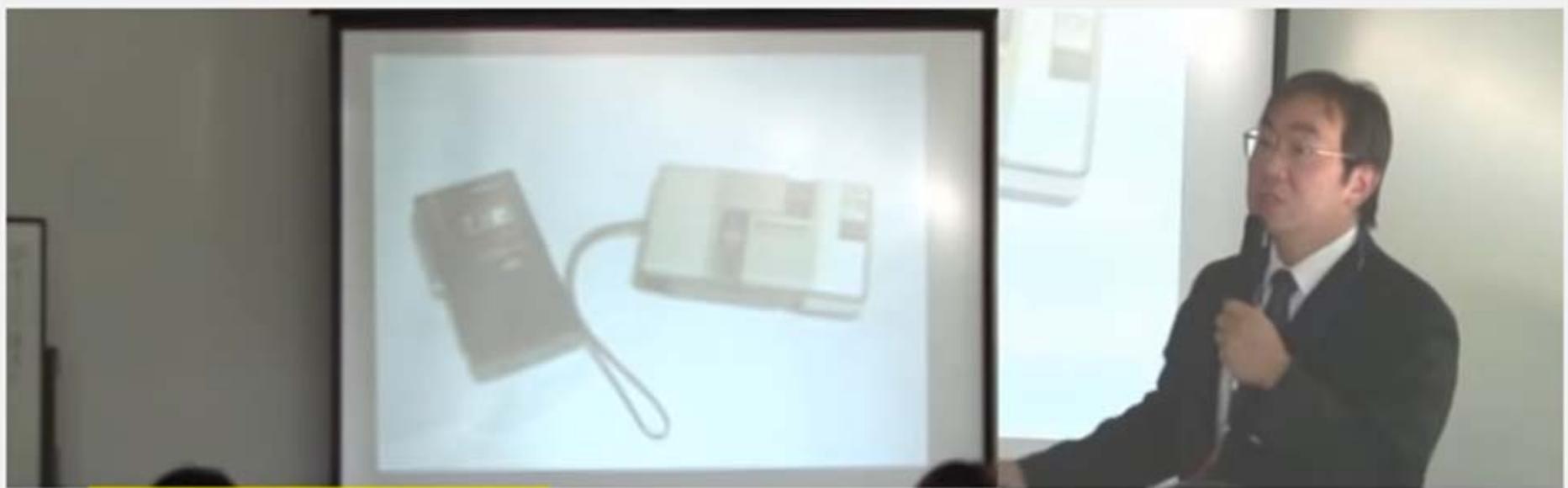


短大に行くと

また 文章文章の教育だったんですけど
この方法で学びなさいという

教育方法に限定が加わらなかったの

自分に合う学びの方法

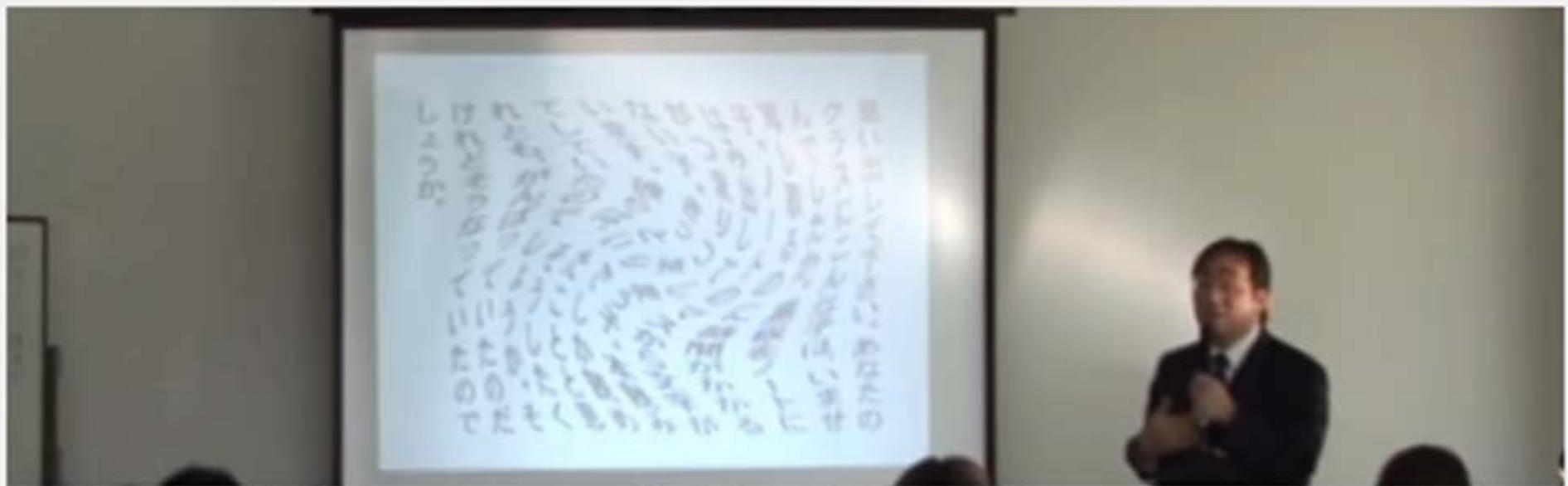


講義は全部録音して

板書は全部カメラで撮影して

ファイルして

覚えました



これ 皆さん スラスラ読めと言われたら
気持ち悪くなりません
そんな感じなんですよ

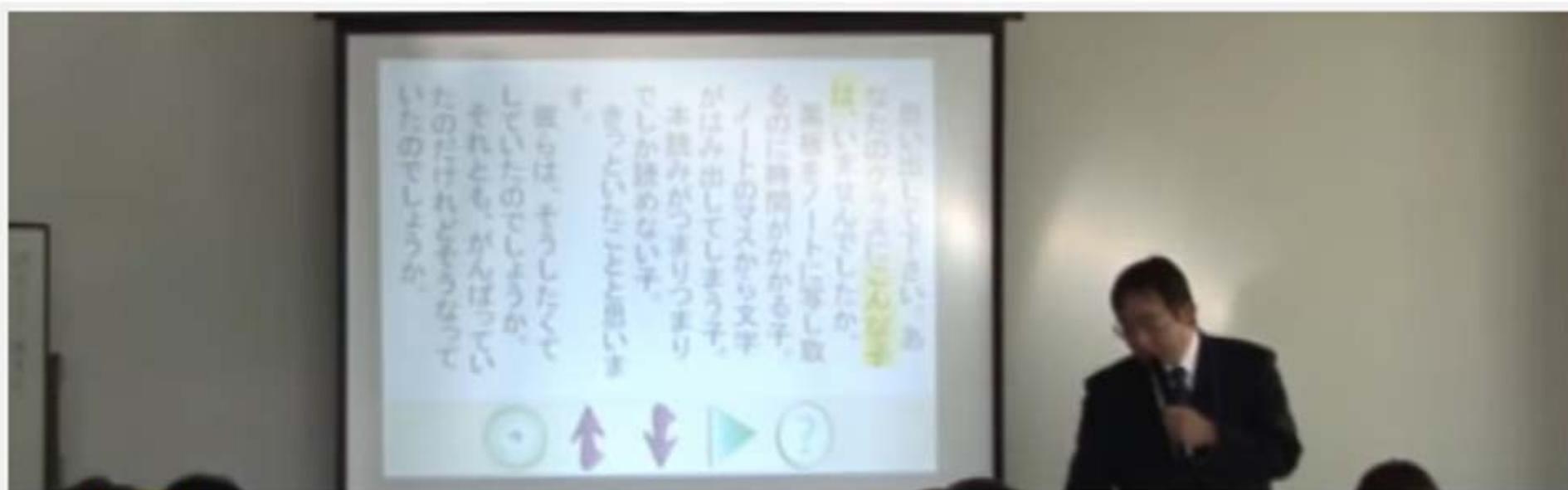


ハイライト変えたりとか

いろんな 文字の大きさ変えられたり出来る

そうゆうツールっていうのは

すごく 有りがたいなと思います



で わたしが DAISYに出会った時に
自分が子供の頃に これが有れば・・・と
すごく思いました

3.「発達障害」等のある人の読書ニーズ調査

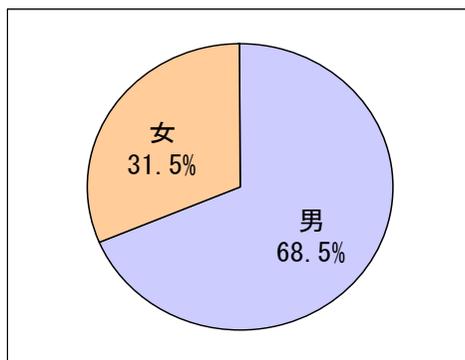
- バリアフリー資料リソースセンター（BRC）
- 読みに困難を感じている人への読書に関するニーズ調査（2008～2010年）財団法人車両競技公益資金記念財団研究助成事業
- 「LD、ディスレクシア、発達障害などの理由から、読むことに困難を感じている読者」を対象に、読書に関するニーズ調査を実施。あわせてそのような人への指導・支援等をされている方たちへの調査も実施。

http://www.dokusho.org/brc2007/yomi_ank.pdf

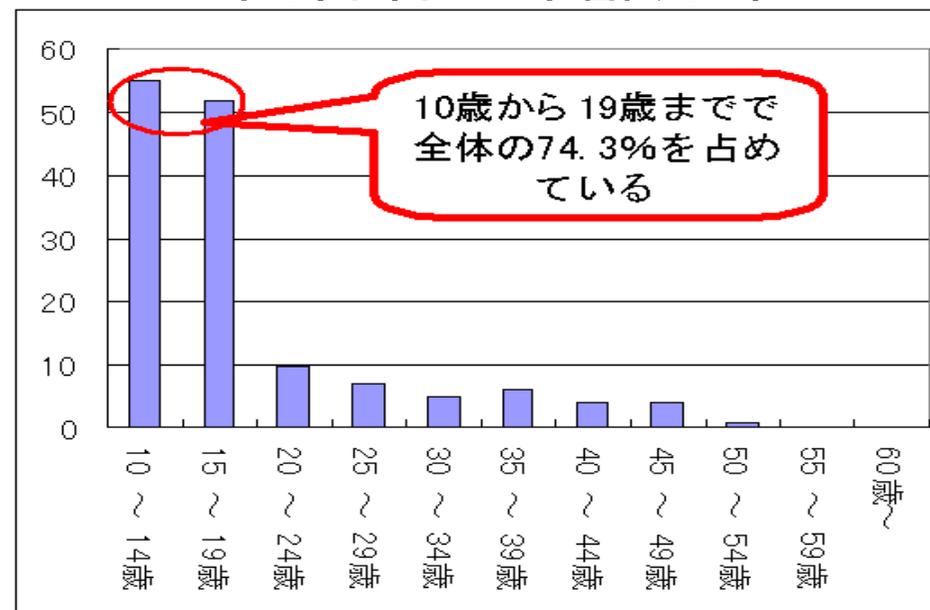
<http://www.best-npo.com/brc/index2008-2.html>

BRC 読みに困難がある人の読書に関するアンケート調査(本人対象)

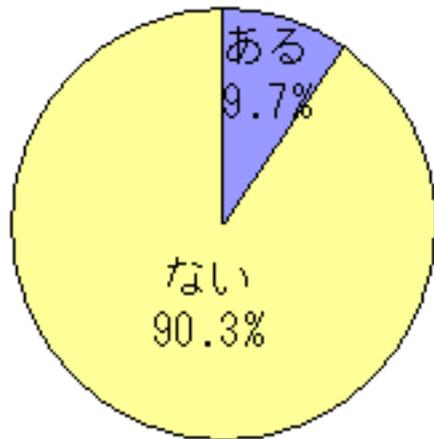
- 期間 2008年10月～2009年3月末
- 回答総数 144件
- 男女比はほぼ 7:3



• 回答者の年齢分布



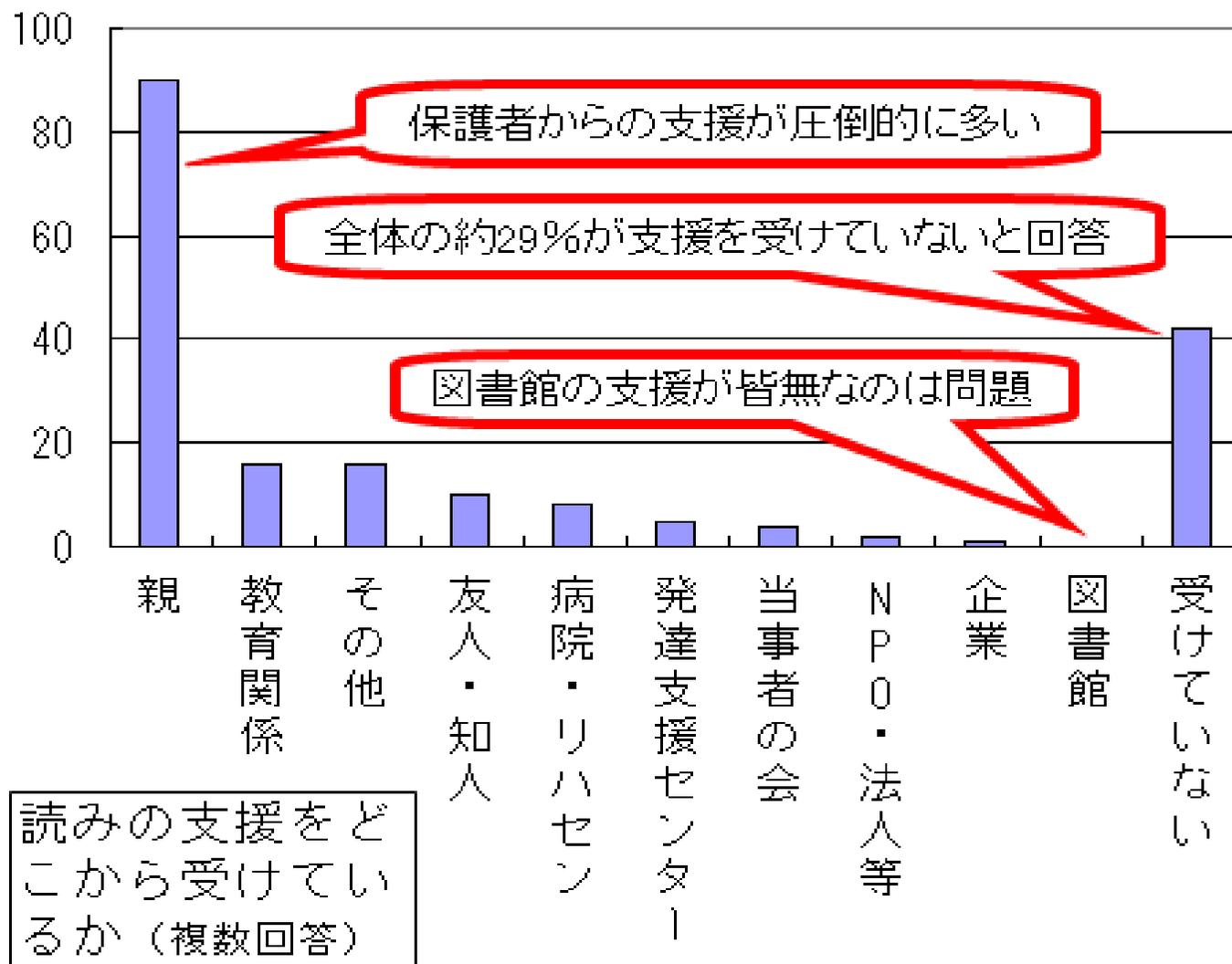
読みの困難そのものの診断を受けている人は10%に満たない。 ↓

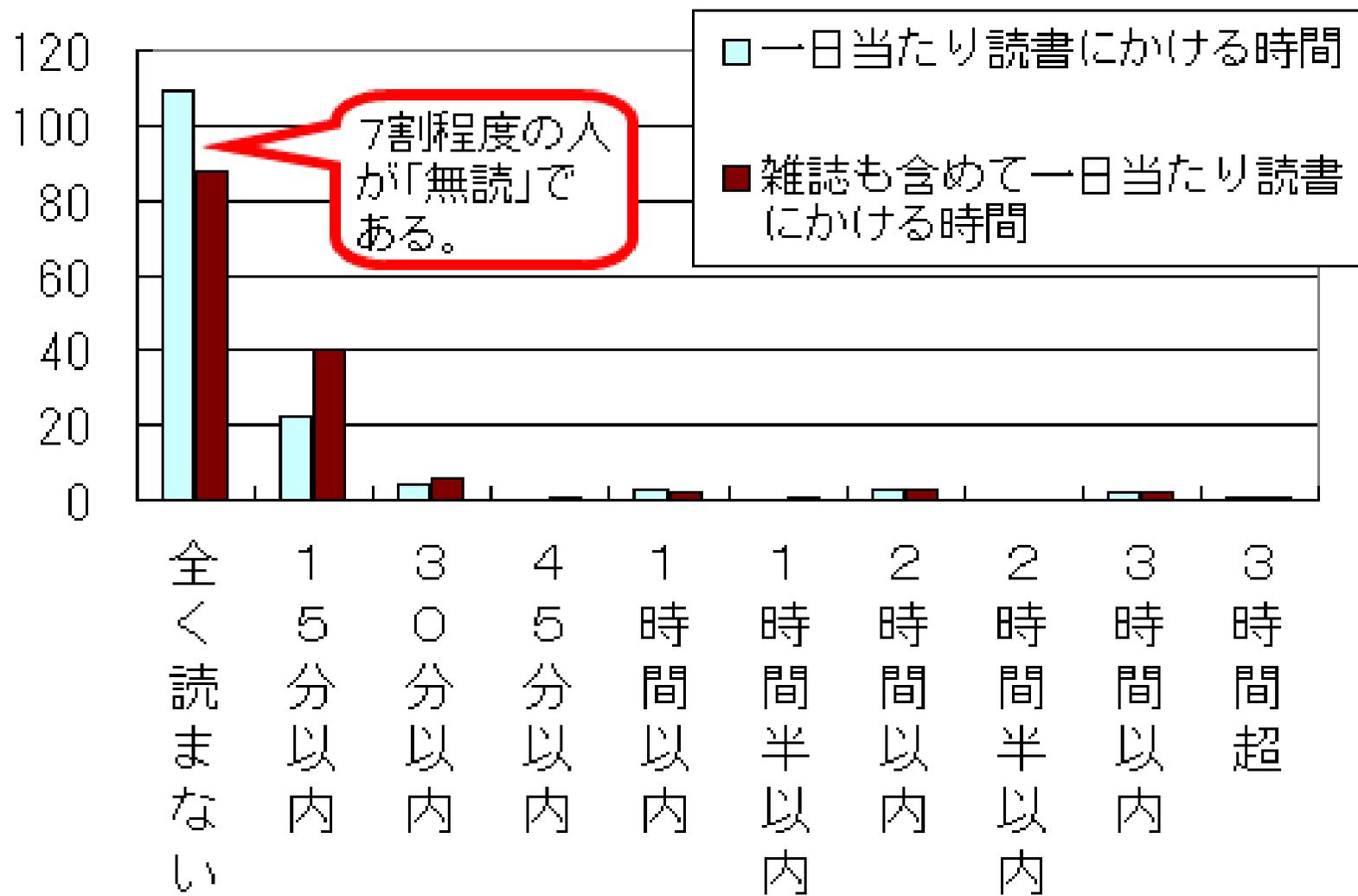


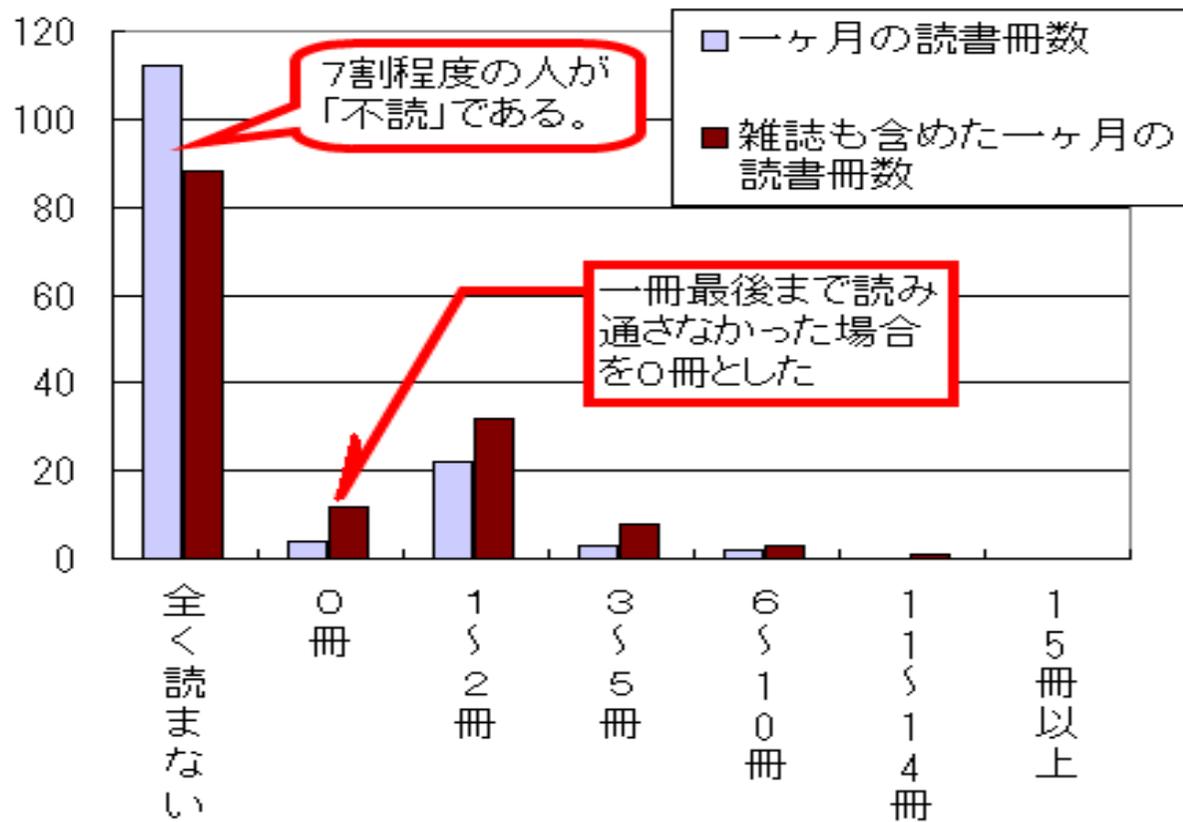
読みの困難に関する診断の有無



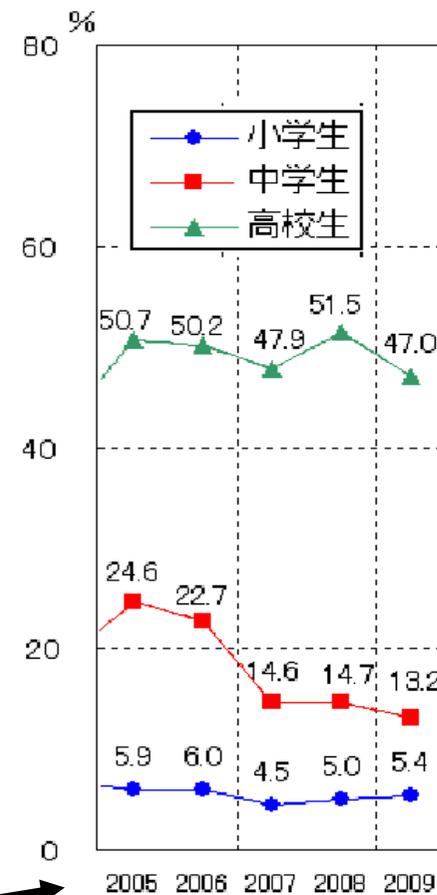
※診断名は重複回答があるため回答者数を上回る



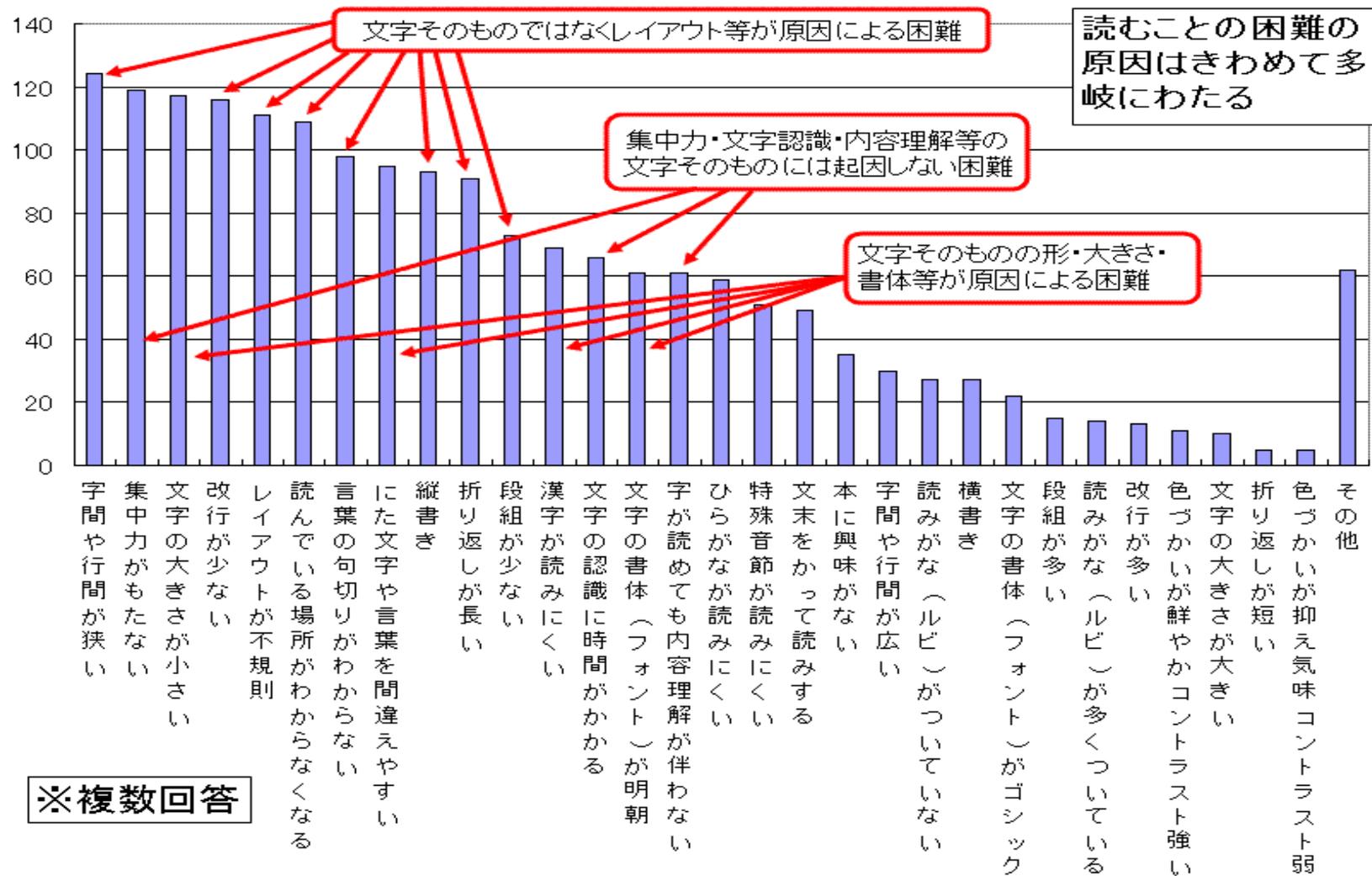




不読者(0冊回答者)の推移



全国学校図書館協議会「第55回読書調査」(抜粋)

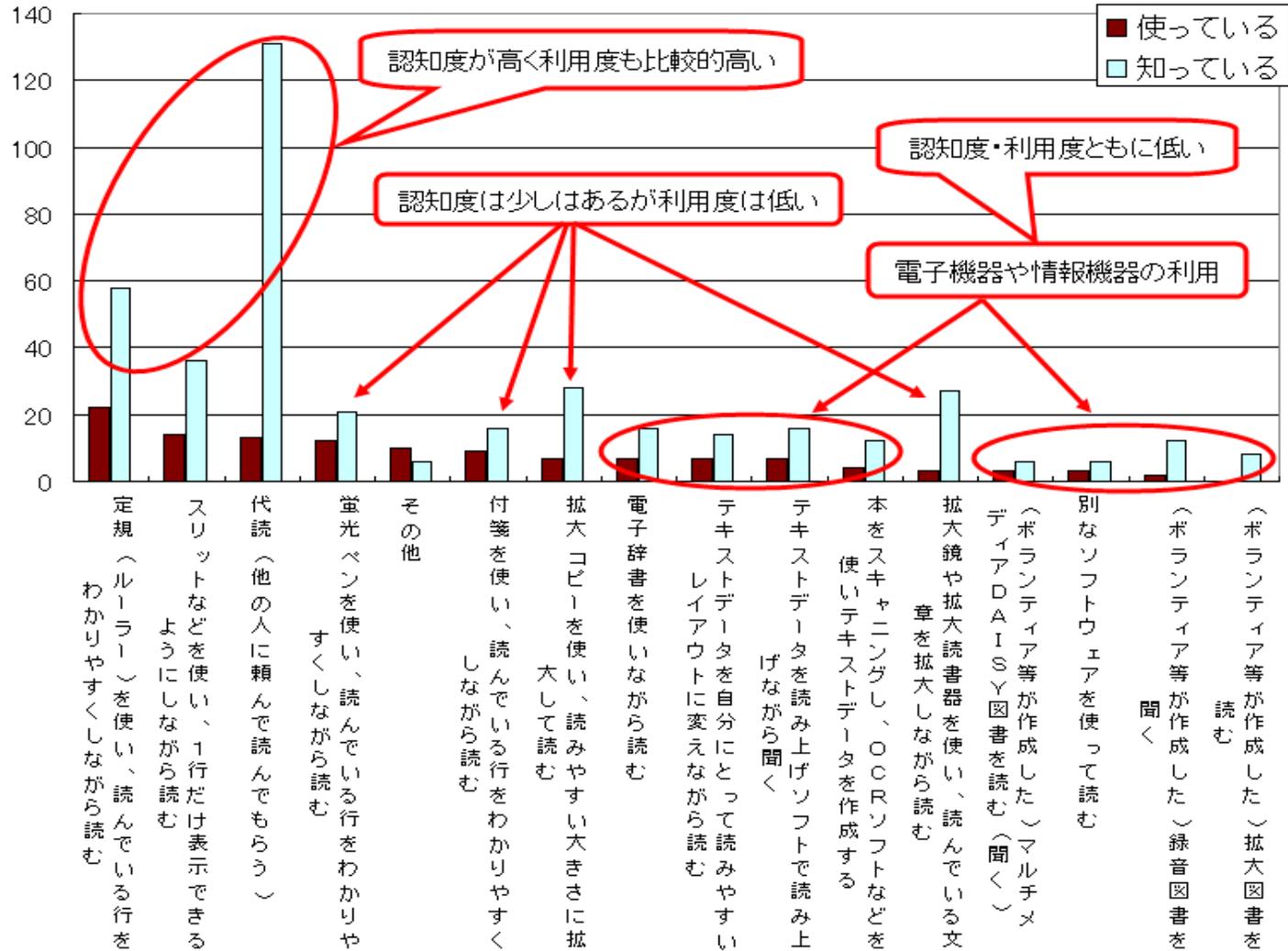


読むことの困難の原因(本人回答)

- 字間・行間が狭い／改行が少ない／読んでいる箇所を見失う／縦書きが読みにくい／レイアウトが不規則／言葉(文章)の区切りが分かりにくい
- 集中力が続かない／文字認識に時間がかかる／文字は読めても内容の理解まで伴わない
- 文字の大きさが小さい／似た文字を間違える／漢字が読みにくい／ひらがなが読みにくい／フォント(明朝体)が見づらい／勝手読みをしてしまう

代替手段 について

全般的に利用率は低い
が、いわゆる「ローテク」による代替手段の利用率が高い。



代替手段について(本人回答)

- 認知度が高く利用度も比較的高いもの
 - ✓ 定規などを当て読みやすくする／スリットを使い一行だけ表示し読みやすくする／他の人(保護者など)に代読してもらう
- 認知度は多少あるが利用度は低いもの
 - ✓ 拡大コピーして読む／拡大鏡・拡大読書器を使って読む／付箋を貼ったり蛍光ペンで塗ったりして読む
- 認知度・利用度ともに低いもの
 - ✓ 拡大図書を読む／録音図書を読む／マルチメディアDAISY図書を読む／本をスキャンしOCRソフトでテキストデータを得て読む／テキストデータを合成音声で読み上げさせて読む

読みの困難のある人の支援者へのアンケート

- 読みの困難のある人への支援等をしている方たちを対象に、2008年10月～2009年3月の間、ウェブ上に公開したアンケートフォーム経由か、またはアンケート用紙を直接手渡しすることで回答していただいた。
- 全体で65名から回答があり、そのうち63名がウェブ経由、残り2名が直接回答であった。
- ほとんどがウェブ経由の回答であり、回答者の多くがICTスキルを一定程度以上もつ方たちであると推測される。

回答者の属性

保護者・家族
および教員等
の学校教育
関係者で8割
以上を占める。

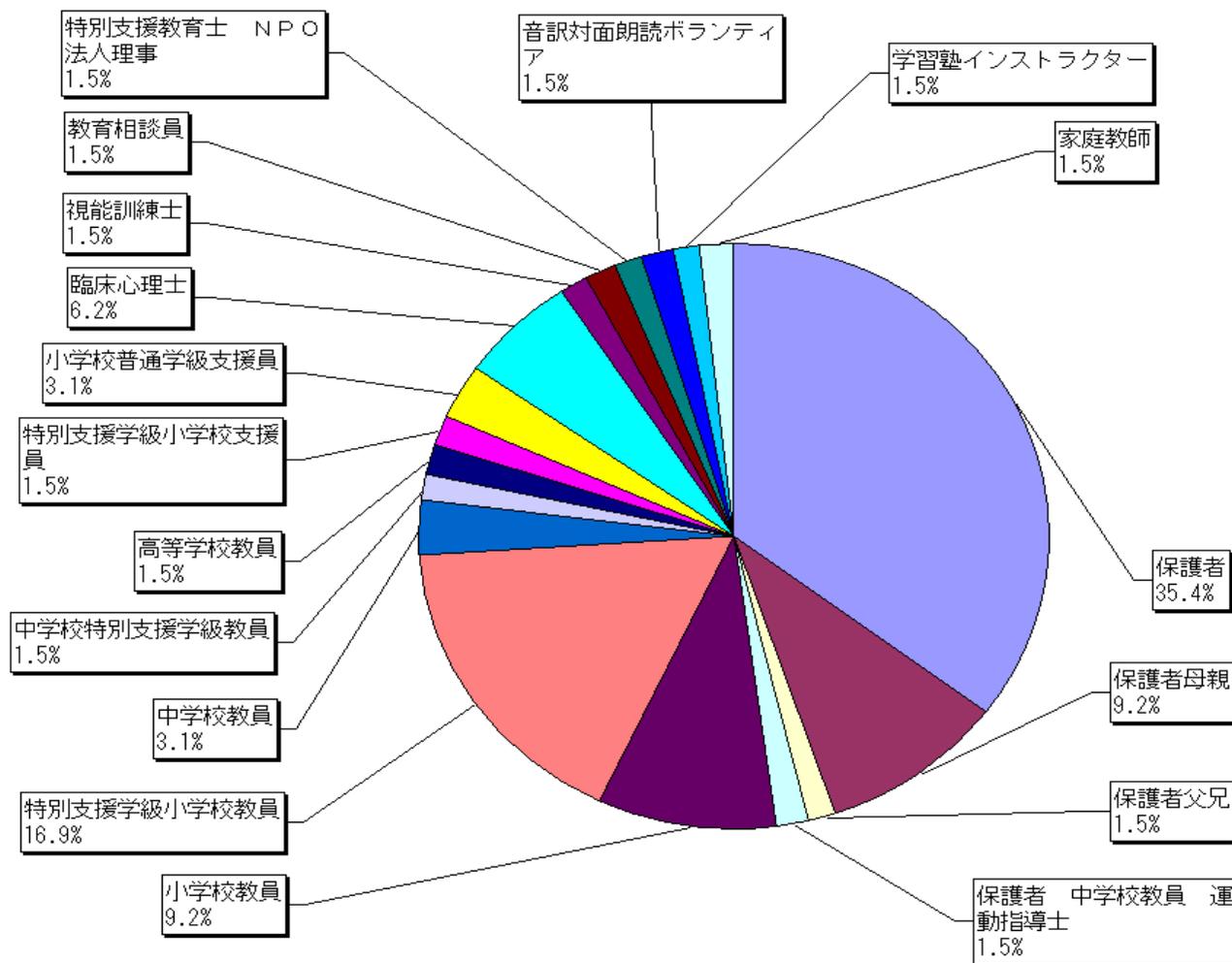
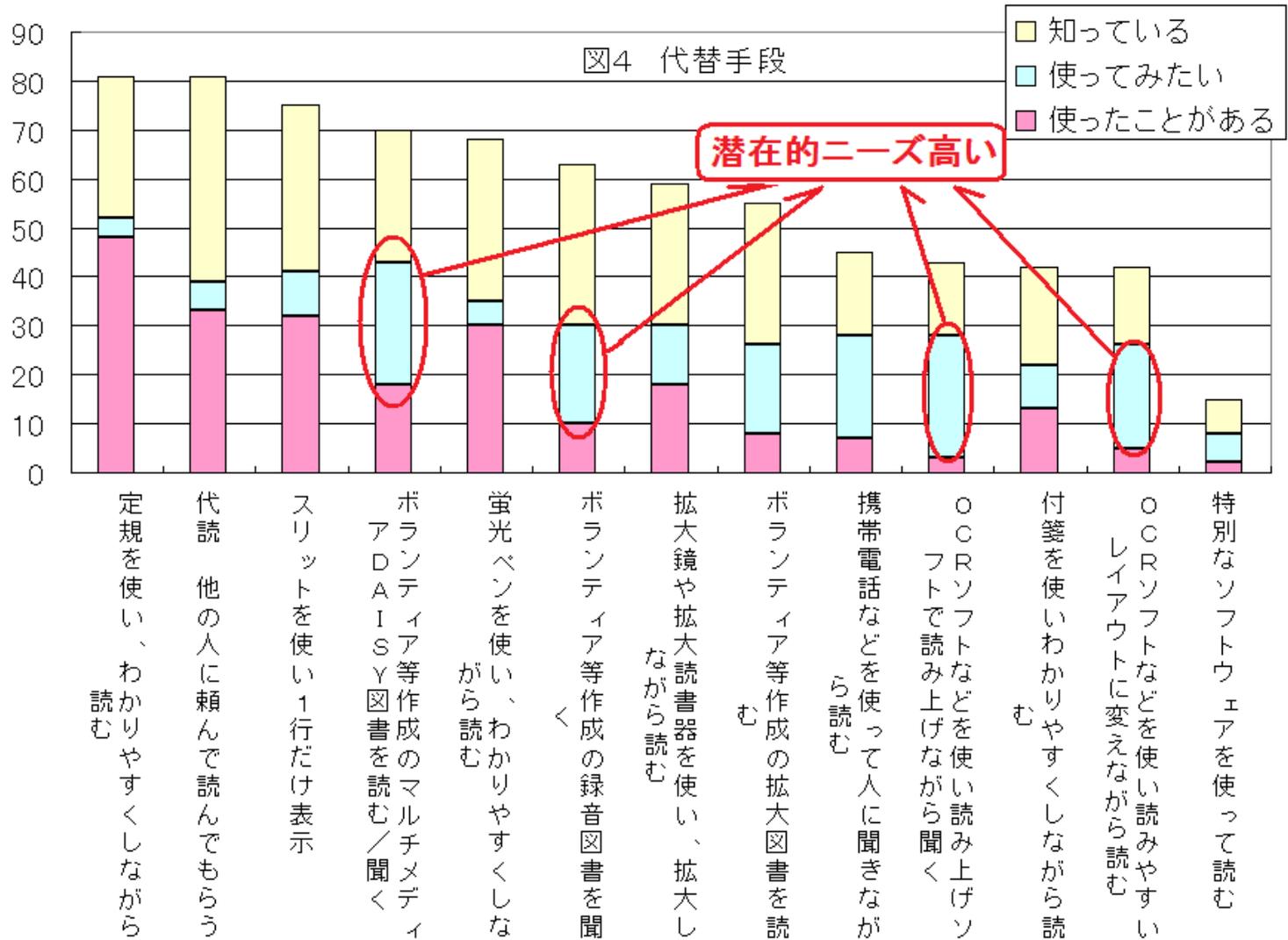


図1-2 回答者の属性（詳細）

代替手段 についての 認識度

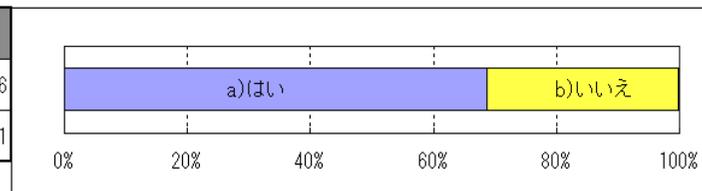
全般的にICT
の活用による代替手段の
認識度は低いが、DAISY図
書関連についてはやや高い
ようである。



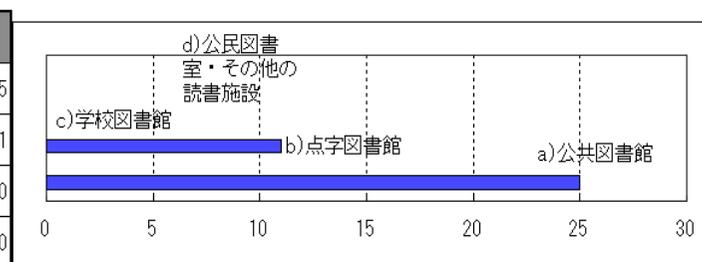
読みの支援サービス提供等への認識度

支援者の認識度は必ずしも低くはないが、具体的なサービス内容についての認識や、実際の利用度については高くはない。

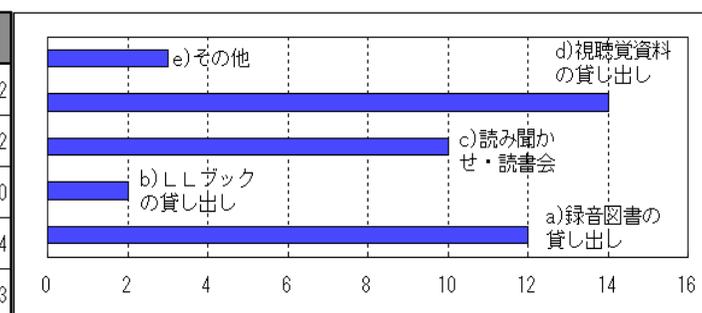
5-1. 録音図書や視聴覚資料等の提供を行っていることをご存知ですか？	
a)はい	46
b)いいえ	21



5-2-1. 録音図書や視聴覚資料等の提供を行っていることをご存知の方	
a)公共図書館	25
b)点字図書館	11
c)学校図書館	0
d)公民図書室・その他の読書施設	0



5-2-2. 提供されているサービスのうち、利用をすすめたことがあるのは	
a)録音図書の貸し出し	12
b)LLブックの貸し出し	2
c)読み聞かせ・読書会	10
d)視聴覚資料の貸し出し	14
e)その他	3



5-2-2. その他のコメント	
・大活字本の紹介	
・対面朗読サービス	
・DAISY図書	
・物語テープや、映像と語りのDVD (VHS) などの貸し出し	

図5 読みの支援サービス提供等に関する認識度

4.「発達障害」のある人への合理的配慮

- 2016年4月の障害者差別解消法施行により、国公立学校図書館、国公立大学図書館、公共図書館等での「合理的配慮」の提供が義務化され、それ以外の図書館等では努力義務とされた。
- 「合理的配慮」→障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの（「障害者の権利に関する条約」での定義）。

「合理的配慮」提供以前の課題

- そもそも「発達障害」のある人(とりわけディスレクシア)の図書館の利用率は、極めて低い？
- すでに2010年著作権法改正の時点で、「障害者サービス」の対象とされたことについて、本人・支援者や関係者への周知が進まなかった。
- 公共図書館での障害者サービス実施率は2010年調査によると66.2%で、内容としては視覚障害や肢体障害のある人向けのものが主である。

「合理的配慮」提供に際しての留意点

- 「発達障害」のある人の場合は、「障害者手帳」未取得や、いわゆる「未診断」のケースが多い。
- 図書館施設や図書館資料への物理的アクセスに関しては、「合理的配慮」の必要度は小さい。
- 文字ベースでの各種手続きや利用案内、図書館資料の検索などに関する「合理的配慮」が必要。
- 図書館資料(特に印刷物ベースの)へのアクセス確保に関しての「合理的配慮」が中心となる。

「合理的配慮」提供のために

- 「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」にあるように、本人の障害者手帳所持の有無や医師等による診断書等の有無などにかかわらず、本人の実態に即した柔軟な対応が必要。
- 「発達障害」のある人、とりわけディスレクシアの人の場合、書字の困難を併せ持つ場合が多い。書面ではなく口頭での手続きや登録に替える。または、家族等の代理人によるものも可とする。

参議院文教科科学委員会 2009年6月11日

- 政府参考人(高塩至:文化庁次長)  聴覚

今回の法律案では、視覚又は障害(ママ)による表現の認識に障害を有する者の用に供するための著作物の複製を認めるということをごさいますして、そのような障害を有する者を確認する方法につきましては、実際の障害者の必要性に応じて柔軟に対応したいということで、法律上の特段の要件は設けなかったところをごさいます。

このため、その確認方法ということで(略)、障害者の手帳ですとか医師の診断書というものも一つの方法としてごさいますけれども、実際に録音図書や字幕の作成を行おうとする事業主体が個別に確認をしていくということをごさいます。(以下略)

読書用の補助具等による合理的配慮

- リーディングトラッカーの利用
 - ✓スリット型・定規型・拡大レンズ併用型など。
- 透明の色付きシートの利用
 - ✓紙面と文字のコントラストを弱める。色は個別対応。
- 拡大鏡・拡大読書器の利用
 - ✓最近ではタブレット型端末のカメラ機能でも代用可。
- 対面朗読サービスの利用

バリアフリー化された図書館資料の利用

- LLブック(Easy-to-Read)
- 大活字図書・拡大図書
- オーディオブック(CD-ROM版・ポッドキャスト版など)
- デジタル録音図書(音声DAISYなど)
- デジタル化された図書館資料(テキストDAISY・マルチメディアDAISY・アクセシブルな電子書籍)
 - ✓ 電子書籍の国際規格であるEPUBのアクセシビリティ仕様は、DAISYに準拠している。

利用者自身のICT活用による読書

- 「発達障害」のある人の中にはICT活用について親和性の高い人がいる。図書館側（図書館協力者など含む）からの適切な助言により、利用者自身によるICTを活用した読書の支援をする。
- 例として、各種スキャナやOCRソフト・アプリを使用しテキストデータを取得し、合成音声（TTS）ソフト・アプリを使い読み上げさせることなど。

5.「発達障害」のある人への図書館サービス

- 2010年の著作権法改正により著作権者の許諾なしに、当該障害者の必要とする方式（DAISY化、テキストデータ化などデジタル方式含む）でアクセシブルな複製資料を作成できる施設の範囲が、公共図書館、大学図書館（図書館類似施設として障害学生支援室等も含むものと解される）、学校図書館、国会図書館などに拡大された。
- 複製だけでなくインターネットを介して、自動公衆送信（送信可能化含む）もできるようにもなった。

図書館間ネットワーク構築への期待

- 2010年の著作権法改正に呼応し策定されたガイドライン^(※)では、「複製等が重複することのむだを省くため、視覚障害者等用資料の図書館間の相互貸借は積極的に行われるものとする(要旨)」としている。
- 例えばDAISY資料についてはデジタルの強みを生かし、インターネットを積極的に活用した取り組みが望まれる。
- 全国の公共図書館や学校図書館などがインターネットで結ばれ、さらにはサピエ図書館や国会図書館などの既存のDAISY資料などにもリンクされることで、「合理的配慮」提供への途が広がることが期待される。

(※) 図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン

アクセシブルな電子書籍への期待

- 2010年の著作権法改正では、「著作権者などが自ら障害者に必要な方式でアクセシブルな著作物を提供している場合は、権利制限の対象から外す(要旨)」としている。これは本来権利者などが自らアクセシブルな著作物を提供するのが望ましいという考えから、そのインセンティブを損なわないようにするためだとされる。
- 現状では必ずしもこのようなインセンティブが働いているようにはみえないが、今後はアクセシブルな電子書籍が、公共図書館や学校図書館などの蔵書として広く受け入れられることでインセンティブが強まれば、アクセシブルな出版物全般の普及につながり、「合理的配慮」提供のための環境整備につながる可能性がある。

6.まとめ

- 「発達障害」の困難は「知覚」ではなく「認知」の問題に起因する。
- 「発達障害」はLD・ADHD・ASDの3タイプに大別される。
- LD(学習障害)のタイプの一つとして、特異的に文字の認知に困難のあるディスレクシアの人たちがおり、数%の出現率といわれる。
- 図書館施設利用のための合理的配慮の必要度は小さい。図書館資料のバリア除去のための補助具や、アクセシブルな各種図書館資料の用意が必要。弱視や視覚障害のある人と一部共通するニーズ。
- 「発達障害」のある人にはICT活用に親和性の高いケースがある。適切な支援によりICTを活用することで、利用者自身の力による図書館資料の利用が一定程度可能になる場合がある。
- 今後は図書館間ネットワークの構築や、アクセシブルな電子書籍の導入により、合理的配慮提供のための環境整備の進展が望まれる。